

○西海市建設工事成績評定要領

平成28年3月3日西海市告示第12号

西海市建設工事成績評定要領

(目的)

第1条 この告示は、西海市が発注した建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象工事)

第2条 評定の対象工事は、原則として1件の請負金額が500万円以上の工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、評定を省略することができる。

- (1) 災害等の初期活動で、緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- (2) 機器の納品、部品取替等の工事
- (3) 草刈り又は<sup>せん</sup>剪定のみの工事
- (4) 廃業等により工事請負業者が不在の場合
- (5) 人力又は機械において、海岸に漂着した一般廃棄物を収集し、運搬処分する海岸の機能回復工事
- (6) 維持的単一工種
- (7) 市長が特に評定の必要がないと認めた工事

(評定の時期)

第3条 評定の時期は、工事の完成の時とする。

2 前項の評定後、法令遵守等で違反等の事実又は<sup>かじ</sup>瑕疵が判明した場合は、再評定を行うことができるものとする。

(評定の内容)

第4条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等及び構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価するものとする。

(評定者)

第5条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、工事の請負契約についての検査を行う者（検査職員）及び監督を行う者（監督員及び主任監督員）とする。

（評定の方法）

第6条 評定は、工事成績評定調書（様式第1号）及び細目別評定点採点表（様式第2号）により行うものとする。

2 細目別評定点採点表の算出は、考査項目別運用表により、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

3 評定にあたっては、出来形及び品質のばらつきの考え方（別表第1）及び「施工プロセス」のチェックリストを考慮するものとする。

4 工事特性、創意工夫、社会性等に関しては、受注者は工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（様式第3号）及び説明資料（様式第4号）により提示することができるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

（評定の報告）

第7条 評定者は、工事成績評定報告書（様式第5号）に前条の書類を添付して市長に報告するものとする。

（評定点の通知）

第8条 工事の予算を所管する課等（以下「事業担当課等」という。）は、完成検査後、すみやかに工事成績評定結果通知何（様式第6号）により決裁を受け、受注者に対し工事成績評定通知書（様式第7号）及び工事成績評定書（様式第8号）により通知するものとする。

2 第3条第2項の規定により再評定を行った場合は、工事成績再評定通知何（様式第9号）により決裁を受け、受注者に対し工事成績再評定通知書（様式第10号）及び工事成績再評定書（様式第11号）により通知するものとする。

（説明請求）

第9条 前条の通知を受けた者は、通知を受けた日から14日以内（休日を含む。）に評定点について説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求める場合は、工事成績評定結果説明資料請求書

(様式第12号) によるものとする。

3 工事成績評定結果説明資料請求書の提出先は、事業担当課等とする。

(説明請求に対する回答)

第10条 事業担当課等は、前条の規定に基づき評定点について受注者から説明を求められた場合、工事成績評定結果説明資料請求回答伺(様式第13号)により決裁を受け、工事成績評定結果説明資料請求について(回答)(様式第14号)により回答するものとする。

2 事業担当課等は、前項の回答をする場合、技術的な知識を有する職員がいないときは、工事成績評定結果説明資料請求回答(案)(依頼・回答)(様式第15号)により技術的な職員がいる部署の課長に回答(案)の作成を依頼することができる。

(公表方法)

第11条 評定は、四半期毎分を工事成績評定結果表(様式第16号)により公表するものとする。

2 公表する場所は、総務部総務課契約班の窓口とし、公表の方法は、閲覧とする。

(閲覧期間)

第12条 公表する工事成績評定結果表の閲覧期間は、3箇月間とする。

(保存期間)

第13条 公表する工事成績評定結果表の保存期間は、5年度間とする。

(説明請求)

第14条 公表した工事成績評定結果表に関する説明請求は、受け付けないものとする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表の部 省略

様式の部 省略